

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科・工学部と岩手県との
情報学・情報通信技術に係る技術交流及び学術交流のための
連携協定書

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科・工学部（以下「甲」という。）
及び岩手県（以下「乙」という。）は、情報学・情報通信技術に係る技術交流
及び学術交流のための連携について、以下のとおり合意し、この協定（以下
「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携及び協力を図り、双方の保有
する資源を有効に活用することにより、情報学・情報通信技術に関する技術
交流及び学術交流を通して、甲の教育研究及び乙の地域課題解決や産業振興
に資する取組を行うことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、相互に連携及び協
力し、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を取り組むものとする。

- (1) 情報学・情報通信技術及びその社会実装、情報学・情報通信技術（ロー
カル5G及び学術情報ネットワーク（SINET）の利活用及びBeyo
n d 5Gの利活用を見据えた検討）を通じた乙の地域課題解決や産業振興
に関する事項
- (2) 甲の情報学・情報通信技術の研究成果と乙の地域課題とのマッチング研
究（乙の地域課題解決に資する甲の研究成果の活用）に関する事項
- (3) 乙の情報学・情報通信技術に関連した人材の育成に関する事項
- (4) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結又は前条に規定する連携事項の実施に際し
て相手方から開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手
方の事前の承諾なしに、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、弁護
士等、職業上の守秘義務を負っている外部専門家、公的機関に対して必要最
小限範囲で開示する場合及び法令上公開又は開示する必要がある場合は、こ
の限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する本協定の目的以外に
相手方の秘密情報を使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該
当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知となっている情報
- (2) 相手方から開示を受けた時点で既に保有している情報
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 相手方から開示を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第
三者から入手した情報
- (5) 相手方から開示を受けた後、秘密情報によらず独自に取得した情報

2 秘密情報を開示された者（以下「被開示者」という。）は、秘密情報を收
録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、並びにこれらの複
製・複写物、改変物を、他の資料及び物品等と明確に区別して保管し、善良
なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

3 被開示者は、秘密情報を開示した者（以下「開示者」という。）が返還を
要求したとき、又は本協定が理由の如何に関わらず終了したときは、すみや
かに開示者の指示に従い、秘密情報を收録したすべての文書、図面、電磁的
記録媒体等の媒体、並びにそれらの複製・複写物、改変物を開示者に返還
し、又は破棄するものとする。

4 甲及び乙は、本協定終了後3年間、本条に基づく秘密保持の義務を負うも
のとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日ま
でとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに、甲乙いずれからも更新
しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって1年間更新さ
れるものとし、その後も同様とする。

（本協定の変更及び解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の
うえ本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（協議解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合、甲及び
乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを解決する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印
のうえ各自その1通を保持する。

令和4年3月14日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号

国立大学法人東京大学 大学院工学系研究科・工学部
研究科長・学部長

染谷 隆夫

乙 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県

岩手県知事

達増 拓也

